

# 出産育児一時金の直接支払制度 合意確認書 Aプラン

出産をすると、健保組合より一児につき出産育児一時金 420,000 円が支給されます。この一時金を健保組合が出産した医療機関に直接支払うことを、出産育児一時金の直接支払制度といいます。

当院は、直接支払制度を利用しないことを A プランと呼び、分娩予約金 500,000 円を申し受けています。患者様が A プランをお選びになった場合、出産育児一時金の支給をお受けになるためには、ご自身が健保組合に一時金を請求しなければなりません。その際、直接支払い制度を利用しない旨の合意確認書が必要になります。

本用紙は A プラン用です。出産育児一時金の請求をされる方は、上記分娩予約金をお支払いの上、本用紙の合意確認書欄に必要事項を記入し、保険証とともに1 階総合受付・会計窓口にご提出ください。

## 注意事項

- ① 直接支払制度の合意確認書の再発行には、実費 3,000 円（税別）を申し受けます。
- ② 本合意確認書作成後に保険証が変更になった場合は、合意確認書の再作成が必要です。合意確認書再作成の際は、変更後の保険証とすでに作成した合意確認書をご提示ください。  
※ 退職後、半年以内の方で、現在は国民健康保険など退職時とは別の医療保険にご加入の方は、在職時の医療保険から給付を受けることもできます（詳細は以前のお勤め先にお問い合わせください）。その際、退職時に交付されている資格喪失証明書を保険証と併せてご提示ください。

合意確認書欄：

保険者から支給される出産育児一時金について、直接支払い制度を利用しません。

入院申込日：平成      年      月      日

保険者名称(組合)：

被保険者名(世帯主)：

受診者名(妊産婦)：

病院使用欄：

出産予定日：平成      年      月      日

直接支払制度の利用： あり ・  なし



ARTEMIS WOMEN'S HOSPITAL

〒203-0054 東京都東久留米市中央町1-1-20 TEL 042-472-6111